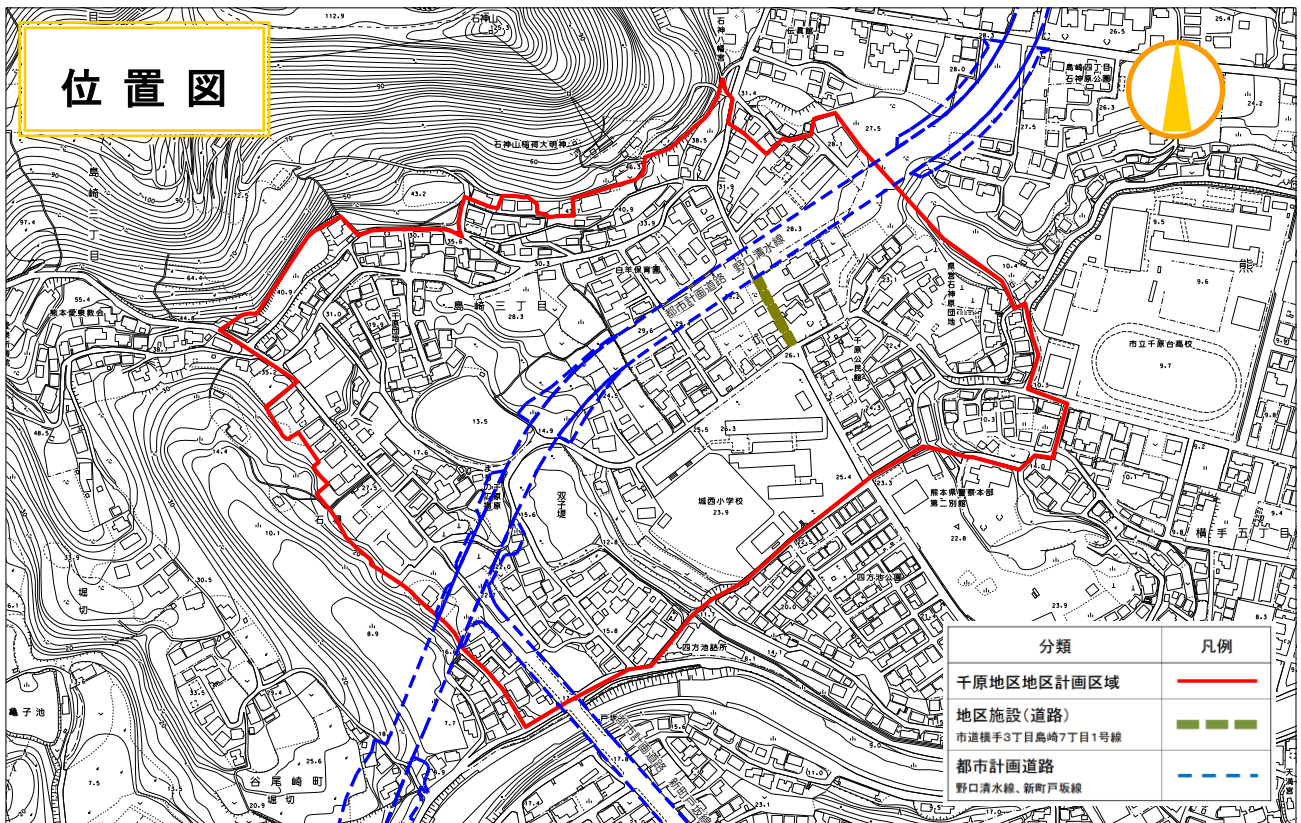


6

千原地区 地区計画



位置図



名 称		千原地区地区計画				
位 置		熊本市島崎3丁目の一部及び谷尾崎町の一部				
面 積		約20.0ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		当地区は、緑豊かな石神山の麓、眺望に優れた歴史ある千原台に位置し、城西小学校を中心とした閑静な戸建の低層住宅地として形成されている。新たな幹線道路建設後も、現在の住環境を保全、継承しつつ、より良好な住宅市街地の景観形成を図ることを目標とする。			
	土地利用の方針		緑豊かな周辺の自然環境と調和した良好な中低層住宅地としての土地利用を図る。			
	地区施設の整備の方針		児童、園児の安全を確保するための道路の拡幅整備を行う。			
	建築物等の整備方針		周辺の自然環境と調和した良好な住環境を形成維持するため、建築物の用途、壁面の位置及び建築物の高さに関して適正な制限を加える。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			市道横手3丁目 島崎7丁目第1号線	10.0m	63.0m	拡 幅
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		共同住宅で床面積が30㎡未満の住戸を有するものは、建築してはならない。		
		建築物の高さの最高限度		高さは17m未満とする。		
		壁面の位置の制限		道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1mとする。		
		かき又はさくの構造の制限		道路に面する部分は原則生垣とするが、高さが1.6m以下のフェンスを使用してもよい。(高さが80cm以下の部分はこの限りでない) 但し、市長が保安管理上やむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。		
		建築物の形態又は意匠の制限		建築物の外壁及び屋根の色彩は、周囲の景観と調和のとれた落ち着いたものとする。		